

広島市自転車等駐車場管理業務仕様書

1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、広島市自転車等駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）を管理運営するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、本市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法並びに、広島市自転車等駐車場条例（以下「条例」という。）及び広島市自転車等駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。また、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。
- (3) 自転車等駐車場に関し保有する情報について、広島市情報公開条例の趣旨にのっとり、本市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例に基づき、本市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮をしなければならないこと。
- (5) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (7) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (9) 本市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 条例及び規則に基づいて、自転車等駐車場を一般の利用に供すること。
- (2) 利用者の登録に関すること
- (3) 施設及び設備等の維持管理

ア 指定管理者は、施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

イ 指定管理者は清掃、整理整頓により施設を常に清潔に保ち、廃棄物の処分を行うこと。

ウ 利用者が安全で快適に使用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に定める建築物等の劣化状況の点検を行うこと。

エ 指定管理者は、設備の性能・機能保持のため、外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務など、法定点検等を適切に実施すること。その際、故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに修繕工事を行うとともに、必要な部品・消耗品等の更新を

行うこと。

オ 設備の適正な運用を図るために行う監視業務並びにこれに関連する電力、用水、ガス等の受給状況を把握し、適切な運転記録をとること。設備機器の稼働に当たっては、環境に配慮した適正な運転を行うこと。

カ 良好な衛生環境、美観の維持に心掛け、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の使用頻度等に応じて、現行の作業基準を参考にした上で、適切に設定すること。衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。

キ 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれの管理を行うこと。

ク 建築物等の不具合を発見した場合には、速やかに本市に報告すること。

ケ 次の施設については、併設施設と所定の割合で管理経費を負担すること。

(ア) 西新天地自転車等駐車場

次の業務は、広島市市営西新天地駐車場と一体的に施行し、市営西新天地駐車場の指定管理者が入札・発注するため、当該業務の業者に負担割合に応じた金額を支払うこと。

区 分	負担割合	
	西新天地駐車場	西新天地自転車等駐車場
夜間警備	85.0 %	15.0 %
消防用設備点検	84.8 %	15.2 %
自家用電気工作物保安	81.9 %	18.1 %
自家発電設備保守点検	85.3 %	14.7 %
空調自動制御器年間保守点検	86.2 %	13.8 %
駐車管制システム保守点検	98.0 %	2.0 %
監視カメラ設備保守点検	73.7 %	26.3 %
防水扉保守点検	50.0 %	50.0 %
冷暖房機保守点検	90.2 %	9.8 %
給排気設備保守点検	86.2 %	13.8 %
防火・防災管理点検	84.8 %	15.2 %
建築設備定期点検	85.0 %	15.0 %
特殊建築物定期点検	85.0 %	15.0 %
電気代	81.9 %	18.1 %
水道代	84.0 %	16.0 %

(イ) 袋町小学校地下自転車等駐車場

次の業務は、広島市立袋町小学校と一体的に施行し、本市(教育委員会)が入札・発注するため、指定管理者は本市と連名で契約を行い、当該業務の業者に負担割合に応じた金額を支払うこと。

区 分	負担割合			
	袋町小学校	市民交流プラザ	袋町小学校地下 自転車等駐車場	袋町児童館
警備業務	46.13 %	41.79 %	9.21 %	2.87 %
設備運転保守管理				
消防用設備点検				
自家用電気工作物保安				
飲料水水質及び空気環境測定				

区 分	負担割合			
	袋町小学校	市民交流プラザ	袋町小学校地下 自転車等駐車場	袋町児童館
ねずみ・こん虫防除	46.13 %	41.79 %	9.21 %	2.87 %
空調設備点検整備				
自動制御設備点検				
電話交換設備点検整備				
貯水槽清掃				
建築物等定期点検				
防水扉保守点検	47.49 %	43.03 %	9.48 %	0 %

(4) 警備、利用調査その他の管理に関することのうち、次に掲げること。

- ア 施設の警備及び巡視
- イ 施設の利用調査
- ウ 高齢者や障害者等に対する補助
- エ 満車時における他の自転車等駐車場への案内
- オ その他施設の管理に必要と認められる事項

(5) 物品の管理

- ア 指定管理者は、本市の所有に属する物品について「広島市物品管理規則」をはじめ、関係法令に基づき適正に管理すること。
 - イ 本市の備品を施設の運営に支障を来さないよう管理し、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに修繕などの措置を行うこと。
- ※ 備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価格が 5 万円以上の物品をいう。

(6) 利用料金の収受等

ア 利用料金の設定

指定管理者は、条例第 16 条第 3 項で規定する金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で、市長の承認を得て、自転車等駐車場の利用料金を設定すること。

利用料金を現行から変更する場合は、事前に周知を図り、利用者からの問合せなどに対して、理解が得られるよう丁寧な説明に努めること。

イ 利用料金の減免・返還

指定管理者は条例第 16 条第 6 項の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を受けた上で、利用料金を減免又は返還する。なお、別紙 3 に掲げる減免については基準に必ず盛り込むこと。

なお、別紙 3 は、身体障害者等に対する駐車料金の減免要綱に基づくものであり、今後、改正により対象者等の拡大等があった場合には、指定管理者は別紙 3 の変更の協議に応じたうえで、拡大等に伴う負担は指定管理者が負うこと。

ウ 回数駐車券等の発行

指定管理者は、条例第 16 条第 4 項の規定により、市長の承認を受けた上で、回数駐車券を発行することができる。

なお、回数駐車券の発行に当たっては、本市に記載内容等の確認を行うこと。

また、発行に当たっては、資金決済に関する法律を遵守すること。

エ 利用料金収入の引継ぎ

利用料金の収入は施設の使用に供する年度の会計に属するものとする。

このため、指定期間の最終年度において、次年度の使用に係る利用料金（前納利用料金）を収納した場合は、次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

- (ア) 本市が発行した回数駐車券は、指定管理期間中も使用できることとし、販売額（券面額×10/11）を納付金から差し引く方法により毎年度精算することとする。なお、円未満は切捨てとし、各年度の精算期間は次のとおりとする。

~~令和9年度：令和9年4月1日～令和10年2月29日利用分を精算~~

~~令和10年度：令和10年3月1日～令和11年2月28日利用分を精算~~

~~令和11年度：令和11年3月1日～令和12年2月28日利用分を精算~~

~~令和12年度：令和12年3月1日～令和13年2月28日利用分を精算~~

~~令和13年度：令和13年3月1日～令和14年3月31日利用分を精算~~

- (イ) 指定管理期間中に指定管理者が発行する回数駐車券等は、使用期限を令和15年3月31日とする。指定管理期間終了後の令和14年4月1日から令和15年3月31日までの間に使用された回数券及びプリペイドカードについては、次期指定管理者と精算を行うこととする。

- (ウ) 指定管理期間中に指定管理者が発行する回数駐車券が広島市中央駐車場において使用された場合は広島市中央駐車場指定管理者と精算を行うこととする。

オ キャッシュレス決済の導入

一時利用料金及び登録利用料金の収受に当たっては、指定管理者において決済代行業者と契約を締結の上、キャッシュレス決済を導入すること。また、決済手段はクレジットカード、電子マネー、QRコードの全てに対応することとし、収支計画書は、これらの費用を考慮した上で作成すること。キャッシュレス決済の利用実績等は以下のとおり。

なお、決済端末を自主事業の対価の支払いに使用することは可能であるが、自主事業に係る運用経費は指定管理者の自主財源により賄うこと。

<利用実績>

令和7年度 9,262万6千円

区分	決裁端末		現在利用可能な決裁手段
	現在利用中	必要台数	
一時	2台	24台※	電子マネー： 交通系ICカード※相生及び舟入町のみ QRコード： PayPay（ストアスキャン方式のみ）※令和8年2月開始
登録	0台	1台	QRコード： PayPay（ストアスキャン方式のみ）※令和8年2月開始 クレジットカード（web申請のみ）： VISA、MASTER、JCB、AMEX、DISCOVER、DINERS

※令和8年度現在で一時利用可能な自転車等駐車場の数。

(7) 自転車等駐車場における自転車ヘルメット着用促進に向けた取組

自転車利用者を対象として、毎月1の日に1のつく日にヘルメットを着用して自転車等駐車場を利用した一時利用者には、利用料を無料、登録利用者には駐輪場回数券1枚を進呈する取組を実施することとする。無料とした利用料及び進呈した回数券の合計額を納付金から差し引く方法により毎年度精算することとする。なお、具体的な精算方法は協定で定めることとし、~~各年度の精算期間は次のとおりとする。~~

~~令和9年度：令和9年4月1日～令和10年2月29日実施分を精算~~
~~令和10年度：令和10年3月1日～令和11年2月28日実施分を精算~~
~~令和11年度：令和11年3月1日～令和12年2月28日実施分を精算~~
~~令和12年度：令和12年3月1日～令和13年2月28日実施分を精算~~
~~令和13年度：令和13年3月1日～令和14年3月31日実施分を精算~~

(8) 設備導入等

ア 利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が計画する新たな設備導入及び修繕等並びに、計画以外の本市が指定する設備更新を、5年間で計5百万円分を実施すること。なお、新たな設備導入による保守費用は管理運営費に適切な額を計上すること。

イ 上記の利用者サービスの向上を図るための、指定管理者が計画する新たな設備導入及び修繕等が実施できない場合は、本市と協議の上、本市が認める同等の設備導入等をその代替として行うこと。

ウ ア及びイの設備導入等が計画年度中に実施できない場合は、本市と協議の上、計画している費用の同額を納付金として納めることとし、指定期間中に完了した場合は、一度、納付金として納めた額を実施完了年度の納付金から差し引くこととする。ただし、差し引くことができる額は、実施完了年度の納付金額の範囲内とする。

(9) 施設の利用に係る周辺道路の交通処理に関すること。

(10) 広報業務等

指定管理者は、施設のPR及び情報提供のために、以下の例を参考に、必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

ア 自転車等駐車場のホームページの更新

イ 施設案内パンフレットの作成・配布

ウ 必要に応じて、情報誌等を作成・配布

エ 自転車等駐車場の事業報告又は事業概要等、施設の業務等を紹介する資料の作成・配布又はホームページでの公開

(11) 利用促進業務

指定管理者は、申請書において提案した利用促進策やサービス向上策などの利用促進業務を実施すること。

(12) 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

ア 広島市暴力団排除条例及び別紙8「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しな

いこと。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

イ 広島市暴力団排除条例及び別紙 8「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

3 管理の基準

(1) 供用日、供用時間及び入出庫可能時間

施 設 名	収容 台数	所在地	供用日	供用時間 (入出庫可能時間)		
広島市相生自転車等駐車場	59 台	中区幟町・胡町	年中無休	0 時～24 時 (24 時間)		
広島市大手町三丁目自転車等駐車場	170 台	中区大手町三丁目		7 時～21 時 (24 時間)		
広島市小町第一自転車等駐車場	320 台	中区小町		7 時～21 時 (24 時間)		
広島市小町第二自転車等駐車場	470 台	中区小町		7 時～21 時 (24 時間)		
広島市小町第三自転車等駐車場	280 台	中区小町		7 時～21 時 (24 時間)		
広島市富士見町第一自転車等駐車場	222 台	中区富士見町		7 時～21 時 (24 時間)		
広島市富士見町第二自転車等駐車場	500 台	中区富士見町		7 時～21 時 (24 時間)		
広島市富士見町第三自転車等駐車場	240 台	中区富士見町		7 時～21 時 (24 時間)		
広島市河原町自転車等駐車場	55 台	中区河原町		7 時～21 時 (24 時間)		
広島市舟入町自転車等駐車場	57 台	中区舟入町		0 時～24 時 (24 時間)		
広島市稲荷町自転車等駐車場	670 台	南区稲荷町		7 時～21 時 (24 時間)		
広島市新白島駅自転車等駐車場	510 台	中区白島北町・ 西白島町		7 時～21 時 (24 時間)		
広島市広島バスセンター西自転車等駐 車場	520 台	中区基町		7 時～21 時 (24 時間)		
広島市基町自転車等駐車場（仮設）	206 台	中区基町		6 時～23 時 (24 時間)		
広島市大手町自転車等駐車場	640 台	中区大手町二丁目		7 時～24 時 (7 時～翌 2 時)		
広島市東新天地自転車等駐車場	600 台	中区新天地		7 時～24 時 (24 時間)		
広島市西新天地自転車等駐車場	310 台	中区新天地		7 時～23 時 (7 時～翌 3 時)		
広島市袋町小学校地下自転車等駐車場	500 台	中区袋町		7 時～24 時 (7 時～24 時)		
広島市袋町自転車等駐車場	770 台	中区袋町		7 時～24 時 (7 時～翌 2 時)		
広島市広島駅北口第一自転車等駐車場	921 台	東区若草町		5 時 30 分～翌 0 時 30 分 (5 時 30 分～翌 0 時 30 分)		
広島市広島駅北口第二自転車等駐車場	410 台	南区松原町		5 時 30 分～翌 0 時 30 分 (24 時間)		
広島市広島駅北口第三自転車等駐車場	440 台	東区上大須賀町		7 時～21 時 (24 時間)		
広島市広島駅南口第一自転車等駐車場	267 台	南区松原町		5 時 30 分～翌 0 時 30 時 (5 時 30 分～翌 0 時 30 分)		
広島市広島駅南口第三自転車等駐車場	1,860 台	南区松原町		市長が定め る区画	0 時～24 時 (24 時間)	
				その他の 区画	7 時～21 時 (24 時間)	
広島市広島駅南口第五自転車等駐車場	1,035 台	南区松原町		5 時 20 分～翌 0 時 20 分 (5 時 20 分～0 時 20 分)		

施設名	収容台数	所在地	供用日	供用時間 (入出庫可能時間)
広島市横川駅北口自転車等駐車場	516 台	西区横川町三丁目	年中無休	7 時～21 時 (24 時間)
広島市横川駅南口自転車等駐車場	520 台	西区横川町三丁目		5 時 20 分～翌 0 時 30 分 (5 時 20 分～翌 0 時 30 分)
広島市西広島駅北自転車等駐車場	258 台	西区己斐本町一丁目		5 時 30 分～24 時 (24 時間)
広島市西広島駅南自転車等駐車場	1,200 台	西区己斐本町一丁目		7 時～23 時 (24 時間)
広島市矢野駅自転車等駐車場	1,732 台	安芸区矢野西四丁目		5 時 15 分～翌 0 時 45 分 (5 時 15 分～翌 0 時 45 分)
広島市五日市駅北口自転車等駐車場	1,733 台	佐伯区五日市駅前 一丁目		5 時 10 分～翌 0 時 40 分 (5 時 10 分～翌 0 時 40 分)
広島市五日市駅南口自転車等駐車場	623 台	佐伯区旭園		6 時～20 時 (24 時間)

供用日、供用時間及び入出庫可能時間の拡大・延長について提案することができる。ただし、規則に定める供用日、供用時間及び入出庫可能時間を維持することを最低条件とする。

なお、市民サービスの向上を図るため、本市において必要があると判断したとき、または、フラワーフェスティバル等の行事や道路・下水道工事等により、自転車等駐車場の敷地を使用する必要がある場合には、供用日、供用時間又は入出庫可能時間の変更、一部休止をすることがある。その際の利用者への周知、敷地使用者との引継ぎ等については、指定管理者の責任において行うものとする。

(2) 一時利用専用の自転車等駐車場

相生自転車等駐車場及び舟入町自転車等駐車場については一時利用専用とする。

ただし、本市と協議の上、利用形態を変更することができる。

(3) 登録利用専用の自転車等駐車場

大手町三丁目自転車等駐車場、小町第一自転車等駐車場、小町第二自転車等駐車場、小町第三自転車等駐車場、富士見町第一自転車等駐車場及び富士見町第三自転車等駐車場、河原町自転車等駐車場については、登録利用専用とする。

ただし、本市と協議の上、利用形態を変更することができる。

4 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
賃金水準及び物価水準の変動 ^{※1}	○	
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。） ^{※2}	○	
サービスや業務内容の変更	協議	

※1 賃金及び物価スライド制度により対応する。

※2 大規模な修繕は 1 件当たりの費用が原則 100 万円以上のもので、指定管理者が提案した設備導入等に係る計画に挙げられたものを除くものとし、これに該当するか否かは、個別に本市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には本市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする。

5 設備補修・修繕及び新たな設備投資等の役割分担について

詳細については、別途協定で定める。主な役割分担は次のとおり。

項目		広島市	指定管理者
① 日常的な補修・修繕工事	100 万円未満		○
② 施設の安全管理のための修繕工事	100 万円以上	○	○ (※1)
③ 利用者サービス向上に資する新たな設備導入など	100 万円未満		○
	100 万円以上		○ (※2)
利用者サービスに直接関係のない大規模工事		○	

※1 指定期間の5年間で計5百万円分（泡消火剤の更新、防火扉・送風機の修繕、IVTの更新など、本市が指定する設備更新）

※2 提案する設備導入等

6 自主事業

- (1) 施設の利用促進のための自主事業の実施
- (2) 利用者の利便性の向上のための自主事業の実施
- (3) 利用者の交通安全に関する自主啓発事業の実施
(例) 利用者に自転車用ヘルメットの着用を促す啓発

(3) 経理処理

自主事業は会計を独立させるものとする。

(4) 行政財産の目的外使用許可

地方自治法第238条の4第7項及び広島市財産条例の規定による自動販売機、売店、食堂、公衆電話等の設置に係る行政財産の目的外使用については、指定管理者の業務の範囲外となる。このため行政財産の目的外使用の許可については本市が行う。また、使用許可に伴い本市が定める使用料を納付するものとする。なお、これらの目的外使用許可に伴う収益については、原則、指定管理者の収益とすることができる。

7 職員配置、研修等

(1) 職員配置

ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

配置人員は41人を標準とする。ただし、開場時の配置人員は、必ず1施設に2名以上の体制とする（24時間入出庫可の施設を除く。）。また、朝夕の繁忙時間帯の配置人員については十分配慮すること。なお、ICT機器の設置や管理体制の工夫等により、利用者のサポート体制が構築できる場合には、自転車等駐車場への職員の常駐を必要とするものではない。

イ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、使用者の要望に応えられるものにする。

ウ 東新天地自転車等駐車場、袋町小学校地下自転車等駐車場、広島駅北口第一自転車等駐車場及び広島駅南口第一自転車等駐車場には、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。

(2) 研修等

ア 施設利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心掛けること。

- イ 職員には施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。
- ウ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。
- エ 事故が生じた場合は速やかに本市に報告すること。
- オ 個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。
- カ 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

8 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

(1) 業務実施状況の報告

- ア 指定管理者は、毎月の業務実施状況について報告書を作成し、本市に提出すること。
- イ 指定管理者は、事業報告書に収支決算書を添えて、毎年度終了後速やかに本市に提出し、承認を得ること。

(2) 利用者ニーズ把握のための調査等業務

指定管理者は利用者のニーズを把握するためアンケート調査等を実施すること。

(3) 自己評価の実施

指定管理者は適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、自己評価を行うこと。

(4) 本市が実施する業務への協力

指定管理者は、本市が実施する新たな施策、規定改正、調査、施設の現状変更等、指定管理者の協力が不可欠と認めて要請した場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

なお、現在、「広島市シェアモビリティ事業における公有地等の使用に関する登録制度」のため施設の一部を使用している小町第三自転車等駐車場、富士見町第三自転車等駐車場、稲荷町自転車等駐車場、東新天地自転車等駐車場、広島駅北口第一自転車等駐車場、広島駅南口第三自転車等駐車場及び西広島駅南自転車等駐車場においては、令和9年度以降同制度を継続する場合は、引き続き施設の使用に協力すること。

9 業務実施状況の確認・評価

(1) モニタリング及び業務実施状況の評価

本市は、指定管理者から提出された業務実施状況に係る報告書の内容を踏まえ、指定期間中にモニタリングを行い、別紙9「指定管理者の業務実施状況の評価について」のとおり、業務実施状況の評価し、市議会に報告するとともに、本市ホームページ等により公表する。

(2) 業務の基準を満たしていない場合の措置

評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

(3) 業務実施状況の評価結果が低評価となった場合のペナルティ

指定期間中、別紙9「指定管理者の業務実施状況の評価について」に基づく業務実施状況の評価結果が2年連続して低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する申請資格を与えないものとする。

ペナルティの判定対象となる業務実施状況の評価結果は、指定期間最終年度の前々年度分までとし、更新制を適用した施設にあっては、更新前（「10 指定の更新」参照）の指定期間における評価結果を含むものとする。

10 指定の更新

別紙 9「指定管理者の業務実施状況の評価について」の評価方法等に基づく業務実施状況の評価結果が指定期間の 1 年目より 3 年連続して高評価（S 又は A）となった場合で、当該指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合は、1 度に限り、当該指定管理者を非公募で候補者として選定することを可能とする（通算の指定期間は最長 10 年間）。

11 協定の締結

本市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設又は利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに本市に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに本市に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、本市は指定管理者に改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、本市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、本市は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、本市と指定管理者は事業継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項については、協定で定める。

14 その他

- (1) 指定期間の前に行う業務

以下の業務を実施する。なお、これらに要する、指定管理者となる団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

- ア 協定項目についての本市との協議
- イ 配置する職員等の確保、職員研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- エ 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

これまで登録利用については、現行の指定管理者が募集、抽選及び決定通知・登録利用料用納付書の発送を行っている。令和 9 年度からは次期指定管理者が採用する納付方法となるため、現行の指定管理者が行っていた業務を越える範囲については次期指定管理者が実施すること。

(2) 保険への加入

指定管理者が加入しなければならない各種損害保険は以下のとおりである。なお、火災保険については本市が加入する。

名 称	契約内容（補償額）			
施設所有者賠償責任保険	○対人補償	1 事故につき	限度額	2 億円
		1 名につき	限度額	5 千万円
	○対物補償	1 事故につき	限度額	5 百万円

(3) 指定期間終了に当たっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。なお、当該引継ぎに要する、指定管理者であった団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

(4) 監査

本市監査委員等が本市の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別紙 10「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。

(6) 本市が推進する行政施策に係る取組（加点減点項目の取組）の推進

ア 申請時及び指定期間中の取組状況は、上記 9(1)の市議会に報告する業務実施状況の評価に併せて公表する。

イ 指定管理者は、業務実施報告（月例報告）等により本市が推進する行政施策に係る取組状況（加点減点項目の取組状況）を報告し、申請時に提示した内容を原則下回らないようにするほか、指定期間中に計画等が満了するときは、再取得若しくは新たに計画を策定すること。

ウ 指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。申請時（申請日が属する年度の 6 月 1 日時点）に達成していない場合又は指定期間開始後に法定雇用障害者数が未達成となった場合は、障害者雇用計画書を作成して本市に提出するとともに、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

エ 障害者雇用計画書の終期までに法定雇用障害者数を達成できなかった場合は、理由及び今後の対応策を記載した次期の障害者雇用計画書（2 年を限度とする。）を本市に提出し、承認を得ること。

オ 指定管理者がジョイント方式により構成された団体の場合は、代表団体がその他の構成団体に対し、本市が推進する行政施策に係る取組（加点減点項目の取組）を推進するよう働きかけること。また、指定管理者が中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等の場合は、事業協同組合等が本事業に参画する組合員等に対し、同取組を推進するよう働きかけること。なお、当該者に係る取組状況は、代表団体等と同様に市議会へ報告した上で公表するため、業務実施報告（月例報告）等により報告すること。

(7) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、本市に代わって公の施設の管理運営を行うことから、適格請求書等の交付が必要となる取引が想定される場合は、買手である課税事業者が仕入税額控除を受けることができるよう、

適格請求書発行事業者の登録を受けるよう努めること。

(8) 租税について

指定管理者は、国税、県税及び市税の納税義務者となる場合があるため、必要に応じて、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認の上、適切に対応すること。

なお、事業所税については、指定管理者が施設の事業主体となるため、指定管理者の負担とする。